

教 育 公 告

三重県教育委員会

目 次

規則	○ 三重県教育財産規則の一部を改正する規則	学校経理・施設課	1頁
	○ 三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則	教職員課	1頁
	○ 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	特別支援教育課	2頁
告示	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	特別支援教育課	3頁
	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の新調	教育総務課	3頁
	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の廃止	教育総務課	4頁
訓令	○ 三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与課	5頁

規則

三重県教育財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第五号

三重県教育財産規則の一部を改正する規則

三重県教育財産規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

（異動報告）

第二十五条 学校その他の教育機関の長は、所属する教育財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要が生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して教育長に報告しなければならない。

様式第二号中「三重県教育委員会教育長 あて」を「三重県教育委員会教育長 矢て」に改める。

様式第四号中「三重県教育委員会教育長 様」を「三重県教育委員会教育長 矢て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第六号

三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 三重県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和二十二年三重県教育委員会規則第二十号）

二 三重県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和二十二年三重県教育委員会規則第二十一号）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（三重県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第七号

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第一の三重県教育委員会規則で定める事務）

第二条 条例別表第一の三重県教育委員会規則で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。

（条例別表第二の三重県教育委員会規則で定める情報）

第三条 条例別表第二の三重県教育委員会規則で定める情報は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

区分	事務
条例別表第一の一の項の三重県教育委員会規則で定める事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の経費の支弁と一体となって行われる特別支援学校への就学のため必要な経費の補助に係る当該経費（以下「特別支援学校就学補助経費」という。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務

別表第二（第三条関係）

区分	情報
一 条例別表第三の一の項の三重県教育委員会規則で定める情報	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に係る特別支援学校就学補助経費の支弁に関する情報
二 条例別表第三の一の項の三重県教育委員会規則で定める情報	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第二十号）第十四条第一項若しくは第三項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る特別支援学校就学補助経費の支弁に関する情報
三 条例別表第三の二の項の三重県教育委員会規則で定める情報	一 生活保護法第六条第二項の要保護者に準する生活に困窮する外国人の要保護者又は同条第一項の被保護者に準する生活に困窮する外国人の被保護者であつた者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報 二 外国人要保護者等に係る学校保健安全法（昭和二十二年法律第五十六号）第二十四条の援助の実施に関する情報 三 外国人要保護者等に係る特別支援学校就学補助経費の支弁に関する情報

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県教育委員会規則第八号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表一三重県立聾学校の項中「工芸科、被服科、理容科」を「産業工芸科、ライフデザイン情報科」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 三重県立聾学校高等部専攻科工芸科、被服科及び理容科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附示

三重県教育委員会告示第10号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

平成28年3月28日

三重県教育委員会

第1

- | | |
|-------|----------------|
| 1 公印名 | 三重県北勢教育支援事務所長印 |
| 2 寸法 | 方23ミリメートル |
| 3 印影 | |



- | | |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲 | 公文書用 |
| 5 使用開始日 | 平成28年4月1日 |

第2

- | | |
|-------|----------------|
| 1 公印名 | 三重県南勢教育支援事務所長印 |
| 2 寸法 | 方23ミリメートル |
| 3 印影 | |



- | | |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲 | 公文書用 |
| 5 使用開始日 | 平成28年4月1日 |

第3

- 1 公印名 三重県紀州教育支援事務所長印
2 寸法 方23ミリメートル
3 印影



- 4 使用範囲 公文書用
5 使用開始日 平成28年4月1日

第4

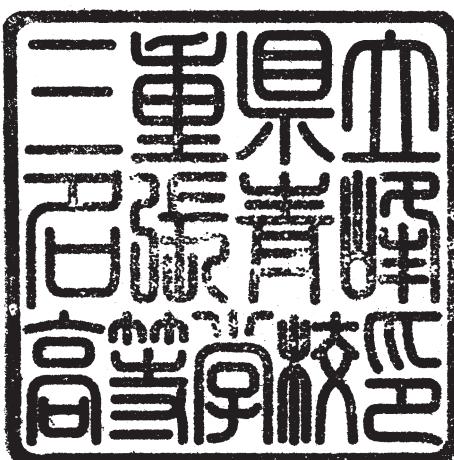
- 1 公印名 三重県立名張青峰高等学校長印
2 寸法 方23ミリメートル
3 印影



- 4 使用範囲 公文書用
5 使用開始日 平成28年4月1日

第5

- 1 公印名 三重県立名張青峰高等学校印
2 寸法 方60ミリメートル
3 印影



- 4 使用範囲 卒業証書用
5 使用開始日 平成28年4月1日

三重県教育委員会告示第11号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり廃止しました。

平成28年3月28日

三重県教育委員会

1 公印名
2 印影

三重県立鈴鹿青少年センター所長印



3 廃止年月日 平成28年2月22日
4 廃止の理由 使用しないため

訓 令

教委訓第1号

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成28年3月28日

三重県教育委員会教育長 山口千代己

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理規程（昭和42年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の名張地区教1号～2号の項中「名張西高等学校長」を「名張青峰高等学校長」に改め、長島教13号の項を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社